

組合運営のノウハウを学びませんか？

大阪府中央会 **動画配信！**
Webサイトから



会社から・自宅から
らくらく受講

組合の手続き
.....
間違っていない？

決算書作っただけで
.....
終わっていない？

組合事業の活性化を
.....
考えてみよう！

組合の税金は？
.....
得することあるの？

対象者

組合役員・職員、
組合員企業

**配信
期間**

令和2年**11月10日**(火)
〜
令和3年**2月15日**(月)

受講料 無 料

申込方法 裏面の受講申込書を **FAX** にて
5日前までにお送りください。

大阪府中央会
Webサイト

<http://www.maido.or.jp>



テキスト及び URL は、裏面にご記入のメールアドレスに配信させていただきます。

※研修内容詳細は、裏面をごらんください。

お問い合わせ



大阪府中小企業団体中央会

連携支援部 担当：岸本・和田

TEL 06-6947-4371 FAX 06-6947-4374

受講申込書

FAX 06-6947-4374

組合名

氏名

役職

FAX番号

電話番号

E-mail

※ご記入いただいた個人情報は適切に管理し、本事業のみで使用するものとし、それ以外で使用することはありません。

研修カリキュラム

受講される講座の欄に○印をお付けください。

出欠	配信期間	研修テーマ	研修内容・講師
	11月10日(火) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法①】 ・組合の種類、性格、事業、出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務に関する知識と事務手続き等を習得する。 講師／中小企業診断士 西脇 和信氏
	11月12日(木) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法②】 ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員に関する知識と事務手続きを習得する。 講師／中小企業診断士 西脇 和信氏
	11月17日(火) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法③】 ・理事会、総会（総代会）の運営	理事会、総会（総代会）の適正な運営のために必要な知識を習得する。 講師／中小企業診断士 西脇 和信氏
	11月19日(木) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法④】 ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会議事録、理事会議事録、役員変更届書等の様式と記載方法	通常総会終了後、総会議事録・理事会議事録を始め、行政庁へ提出する書類作成の知識を習得する。 講師／中小企業診断士 西脇 和信氏
	11月24日(火) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法⑤】 ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を習得する。 講師／中小企業診断士 西脇 和信氏
	1月13日(水) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法会計基準①】 決算から総会までの流れ、貸借対照表・損益計算書の会計士訳、決算整理手続き	組合特有の会計処理を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
	1月13日(水) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法会計基準②】 組合固有の財産目録・貸借対照表・損益計算書の作成、組合の決算書書式	総会へ提出する財務諸表の作成に必要な知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
	1月13日(水) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法会計基準③】 特別賦課金、事業分量配当、出資配当等組合固有の勘定科目の処理	組合固有の勘定科目の処理についての知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
	1月13日(水) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法会計基準④】 剰余金処分案・損失処理案の作成、監査・会計管理	組合固有の勘定科目の処理についての知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
	1月13日(水) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法会計基準⑤】 協同組合に対する課税制度	税法上の組合優遇措置、組合税制の知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
	1月13日(水) ～2月15日(月)	【中小企業等協同組合法会計基準⑥】 適格請求書等発行方式（インボイス制度）への対応	令和3年10月から始まるインボイス制度に対応するために必要な知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏
	1月13日(水) ～2月15日(月)	【決算関係書類改善サポート】 ・チェックシート診断項目の不適合判定の改善	決算関係書類判定結果の改善方法を習得し、次年度の書類作成の適正処理を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄氏 中小企業診断士 西脇 和信氏

大阪府からのお知らせ

【決算関係書類の提出について】

中小企業等協同組合は、毎事業年度の終了後に、組合を所管する行政庁に対して、決算関係書類を提出していただくことになっています。（中小企業等協同組合法第105条の2）
決算関係書類が未提出の組合におかれましては、未提出分の決算関係書類を提出してください。